

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岡山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	11 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	10 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から52年3月までの期間、52年10月から同年12月までの期間及び平成10年9月から11年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和48年4月から52年3月まで
② 昭和52年10月から同年12月まで
③ 平成10年9月から11年3月まで

昭和48年ごろは、自営で内装業をしており、妻は喫茶店で働いていたので、国民年金保険料の免除申請をしなければならない経済状態ではなかった。私の国民年金保険料は、妻が自宅に来た集金人に納付していた。

昭和50年9月に地元に戻ってからは、様々な事業を営み、かなり高額な税金を納めるようになったので、免除申請をしたり、未納とすることは考えられない。国民年金保険料については、集金人に納付していた。時期ははっきり記憶していないが、集金人として市の男性職員やその後任の嘱託員(女性)を記憶している。

第3 委員会の判断の理由

昭和45年5月から50年8月までの申立人の国民年金の記録については、法定免除となっていた記録が申請免除に変更されているとともに、一部の期間が厚生年金保険の加入期間として訂正処理されている上、45年5月から48年3月までについては国民年金保険料の納付が確認されたとして、平成20年9月に記録訂正が行われているなど、申立人の国民年金の広範囲な加入期間について、行政側の国民年金保険料の収納事務に不手際があったことがうかがわれる。

また、申立期間①については、上記のとおり納付記録が大幅に訂正された期間に近接している上、国民年金保険料の申請免除に係る申立人の記録が、同人が、当時、居住していなかった市の国民年金被保険者名簿にあるにもかかわらず

ず、居住していた市の同被保険者名簿には無いなど、市の記録管理に不自然さが見受けられるとともに、申立期間①当時、申立人は、高額納税者であったことが確認でき、申立人が保険料の免除申請を行ってもそれが認められるとは考え難く、また、申立人の国民年金保険料を納付したとする同人の妻は昭和 51 年 10 月に新規に国民年金の被保険者資格を取得していることを踏まえると、申立人の妻が申立人の申立期間①に係る国民年金保険料を納付しているものとするのが自然である。

さらに、申立期間②及び③は、それぞれ、3 か月及び7 か月と短期間である上、その前後の期間の申立人の国民年金保険料は納付されており、申立人の住所、生活状況等に変化はなかったことや、申立期間①当時と同様に、申立人は相当な資力を持っていたことが推測されるという申立人が居住していた市の見解を踏まえると、国民年金保険料の申請免除が認められる状況にはなく、申立人の申立期間②及び③に係る国民年金保険料は納付されていたものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年10月から52年3月までの期間及び平成10年9月から11年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年11月から51年9月まで
② 昭和51年10月から52年3月まで
③ 平成10年9月から11年3月まで

申立期間①当時、私は国民年金の加入手続を行ったことについての記憶は定かではないが、国民年金保険料は夫婦二人分を納めていた。夫は納付記録があるのに、私の記録が未加入となっていることに納得できない。

また、申立期間②及び③の国民年金保険料は集金人に納付していた。その当時、夫は事業を拡大し、かなり高額な税金を納めていたので、保険料免除を申請することなど考えられず、申立期間②及び③の国民年金保険料が免除とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②当時、申立人の夫は高額納税者であり、また、申立人は昭和51年10月に新規に国民年金の被保険者資格を取得していることを踏まえると、申立人が申立期間②に係る国民年金保険料の免除申請を行うことは不自然であり、仮に免除申請を行ったとしても申立人世帯の資力からそれが認められるとは考え難く、申立人は、申立期間②の国民年金保険料を納付していたものとするのが自然である。

また、申立期間③は7か月と短期間である上、その前後の期間の申立人の国民年金保険料は納付されており、申立人の住所、生活状況等に変化はなかったことや、申立期間②当時と同様に、申立人の夫は相当な資力を持っていたことが推測されるという申立人が居住していた市の見解を踏まえると、国民年金保険料の申請免除が認められる状況にはなく、申立人の申立期間③に係る国民年

金保険料は納付されていたものと考えられる。

一方、申立期間①については、申立人の国民年金の加入手続に係る記憶が明確でないところ、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和52年2月に払い出されており、申立人は、このころに国民年金に加入したものと推認されるとともに、51年10月21日に国民年金被保険者資格を取得していることが確認でき、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらず、申立人が国民年金に加入していない申立期間①の国民年金保険料を納付しているとは考え難い。

また、申立人が申立期間①に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和51年10月から52年3月までの期間及び平成10年9月から11年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和42年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年11月30日から同年12月1日まで
② 昭和47年3月1日から同年4月1日まで

高校を卒業した後、昭和41年4月にB事業所に入社し、入社した日と同日付で関連会社のA事業所に出向したが、その後も現在に至るまで、C事業所系列の会社に継続して勤務している。

しかし、厚生年金保険の加入記録をみると、申立期間①についてはA事業所に、申立期間②についてはD事業所に勤務しているにもかかわらず、それぞれ、厚生年金保険の未加入期間とされており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、雇用保険の加入記録及び事業主の回答から、申立人が申立てに係る事業所に継続して勤務し(昭和42年12月1日にA事業所からB事業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA事業所における昭和42年10月の社会保険事務所の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であると回答しているが、事業主が資格喪失日を昭和42年12月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年11

月 30 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 11 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）事業主は、申立人に係る申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②については、申立人に係る E 事業所の雇用保険の加入記録と厚生年金保険の加入記録が一致していること及び申立人の同僚の証言から、申立人が、昭和 47 年 2 月 29 日に E 事業所を退職し、D 事業所に勤務していたと推認できるものの、D 事業所は、同年 4 月 1 日に厚生年金保険の新規適用事業所となっており、申立期間②において適用事業所となっていない。

また、申立人の同僚から申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除等について具体的な証言が得られない上、申立てに係る事業所の承継事業所は、申立期間における関係資料を保存していないため、人事記録等に関する資料は確認できず、申立人の厚生年金保険料の控除について不明としている。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、このほかに申立てに係る事実を推認できる関連資料、周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を平成11年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年1月31日から同年2月1日まで

A事業所に平成8年3月6日から11年1月末まで勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録をみると、平成11年1月30日に退職していることになっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び事業主の回答から、申立人が申立てに係る事業所に平成8年3月6日から11年1月31日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA事業所における平成10年12月の社会保険事務所の記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届の資格喪失日を平成11年1月31日と誤って届け出たとしており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず、(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所における資格取得日は、昭和41年9月21日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和41年9月から42年6月までは1万6,000円、42年7月から同年8月までは3万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年9月21日から42年9月21日まで

昭和41年9月21日付けでA事業所に入社し、定年までの38年間継続して勤務したが、「ねんきん特別便」で入社直後の1年間の厚生年金保険の加入記録が抜け落ちていることが分かった。申立期間における加入記録について調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管する従業員台帳、人事記録及び雇用保険の記録から、申立人がA事業所に昭和41年9月21日から勤務していたことが確認できる。

また、A事業所が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」において、申立人が昭和41年9月21日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、A事業所がその旨の資格取得届を42年3月17日に社会保険事務所に届け出たことが確認できる。

なお、社会保険事務所が保管するA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、申立人は昭和42年9月21日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できるが、この被保険者資格を取得した日前の42年7月の申立人に係る標準報酬月額を変更した記録が確認できることから、社会保険事務所が申立人の被保険者資格の取得年月日を同名簿に誤って記載したことが推察される。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する昭和41年9月21日に厚生

年金保険被保険者の資格を申立人が取得した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A事業所が保管していた「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」等の記録から、昭和41年9月から42年6月までは1万6,000円、42年7月から同年8月までは3万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A事業所B部における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和43年10月1日）及び資格取得日（昭和44年1月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月1日から44年1月1日まで

私は、昭和42年10月2日にA事業所B部に運転手として入社し、引き続き現在も同事業所のC支店に勤務している。

申立期間は、事業所間の部署を異動したものであり、これまで一度も退職したことはない。申立期間について、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所厚生年金基金加入員台帳及び雇用保険の加入記録並びに同僚の証言から、申立人は昭和42年10月2日にA事業所B部に入社し、以後、継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA事業所厚生年金基金加入員台帳の記録から2万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの被保険者資格の喪失及び取得の届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和43年10月から

同年 12 月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B支店における資格喪失日及び同事業所C所における資格取得日に係る記録をそれぞれ昭和40年5月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年5月1日から同年6月1日まで

私は、昭和34年5月から平成9年5月までの間、A事業所に勤務していた。この度、厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、40年5月1日から同年6月1日までの期間について、加入記録が無いとの回答をもらった。

昭和40年5月はA事業所B支店からC所に転勤した時であり、厚生年金保険料も継続して控除されていたはずである。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管する申立人に係る社員原簿及び雇用保険の加入記録から、申立人がA事業所に継続して勤務し（昭和40年5月21日にA事業所B支店からC所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA事業所C所における昭和40年6月の社会保険事務所の記録から2万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主

が申立どおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

岡山国民年金 事案 604

第1 委員会の結論

申立人の平成2年12月から3年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年12月から3年2月まで
亡くなった妻は自分の年金記録がおかしいと言っていた。

妻は、A事業所を結婚のため平成2年12月に退職してすぐに国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したと言っていたので、申立期間が国民年金の未加入期間となっていることに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の夫が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人は既に死亡している上、申立人の夫は、この加入手続及び保険料納付に関与しておらず、申立期間に係る申立人の国民年金の加入状況、保険料の納付状況等は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は平成3年4月に払い出されており、申立人はこのころに国民年金の加入手続を行ったものと推認され、会社を退職した直後の2年12月ころに国民年金の加入手続を行ったとする申立内容は不自然である。

さらに、申立人の夫が所持する申立人の年金手帳等から、申立人は、同人が結婚した平成3年3月1日に国民年金の第三号被保険者資格を取得したことが確認でき、これは社会保険庁の記録と一致する。

加えて、申立期間において申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額の記録については、訂正する必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年7月1日から63年3月31日まで

申立期間においてA事業所に勤務していたが、給与明細書の支給額と社会保険事務所から示された標準報酬月額とが相違しているので、申立期間について、標準報酬月額を実際の額にしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA事業所に勤務し、B共済組合の組合員であったことが確認できる。

B共済組合における共済年金制度では、厚生年金保険制度における標準報酬月額に相当する仕組みは、60年の共済年金制度改正により61年4月に初めて導入されたものである。このため、昭和61年3月以前の標準報酬月額は、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第105号)附則第9条の規定により、56年4月から61年3月まで5年間の共済掛金の標準となった俸給額の総額(一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和60年法律第97号)により改正された後の俸給表に置き直した俸給額の総額)を同期間の月数で除して得た額に61年4月1日以前の実在職期間に応じて定められる一定の率を乗じて得た額とすることとされている。

申立人については、同人が保管している給与明細書に記載されている俸給額等から上記規定に基づき定められた計算方法により算出された標準報酬月額は社会保険庁の記録と一致していることが確認できる。

また、昭和61年4月1日以降の標準報酬月額については、申立人の保管している給与明細書から、適法に決定されたことが推認できる。

なお、当該給与明細書から、申立人の控除されている昭和61年4月から63年3月までの共済掛金は、社会保険事務所に記録されている標準報酬月額に見合ったものであることが確認できる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録については、訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 8 月 1 日から 58 年 12 月 31 日まで
② 昭和 60 年 9 月 1 日から平成 7 年 4 月 30 日まで

昭和 52 年 8 月から平成 8 年 9 月まで、A 事業所、B 事業所、C 事業所に勤務し、それぞれの事業所から給与をもらっていた。しかし、厚生年金保険の加入記録をみると、申立期間について、二以上の事業所に勤務しているにもかかわらず 1 事業所のみしか届け出られていない期間となっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

同僚及び事業主の証言から、申立人が、申立期間について、申立てに係る事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、社会保険事務関係手続きに関する業務に覚えがなく、申立期間について二以上の事業所に勤務しているにもかかわらず 1 事業所のみしか届け出られていないと主張しているが、申立てに係る事業所の事業主及び複数の同僚は、「申立人は事務長であり、申立期間当時の社会保険事務関係の手続きについては、申立人が行っていた」と証言しており、申立人の主張は不自然である。

また、申立人は、申立てに係る事業所における勤務状況について覚えていない上、当該事業所は、申立期間当時の書類を保存していないことから、厚生年金保険の適用、保険料の控除等の資料を確認することはできない。

さらに、社会保険庁の申立てに係る事業所のオンライン記録に、申立期間について、申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

このほか、申立てに係る事実を推認できる関連資料、周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 434

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 11 月 28 日から 44 年 12 月 31 日まで
昭和 39 年 3 月に A 事業所に入社し、写真植字の技術を習得するため 5 年くらい必要であったので、44 年の年末まで勤務した。
しかし、厚生年金保険の加入記録をみると、昭和 40 年 11 月 28 日に被保険者資格を喪失しており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚の証言から、申立人が A 事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人の複数の同僚は「私が昭和 43 年に退職する 1 年か 2 年前に申立人は退職したと記憶している。」「私は昭和 42 年 4 月に入社したが、その時に申立人は勤務していなかった。」と証言していることから、申立人が申立てに係る事業所を退職した時期は、申立人が主張している時期より約 2 年ないし 3 年前であることが推認できる。

また、申立人の同僚から申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除等について具体的な証言が得られない上、申立てに係る事業所の事業主は死亡しており、人事記録及び厚生年金保険料の控除等に関する資料も無い。

さらに、社会保険事務所が保管する申立てに係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間について、申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

加えて、申立人は申立期間において、雇用保険の被保険者となっていない。

このほか、申立てに係る事実を推認できる関連資料、周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 8 月 16 日から同年 9 月 1 日まで
昭和 40 年 8 月から 44 年 9 月まで A 事業所において、運転業務に従事していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録がない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所から提出された人事記録から、申立人が申立期間について、A 事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立てに係る事業所は、昭和 41 年 8 月 16 日に厚生年金保険の適用事業ではなくなっており、申立期間については、厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしておらず、非適用事業所であった。

また、当時、一緒に勤務していた申立人の同僚はいない上、申立てに係る事業所の担当者は、「当時の賃金台帳や源泉徴収簿は保存期間を過ぎており残っていない。」と回答している。

このほか、申立てに係る事実を推認できる関連資料、周辺事情も無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 10 月 1 日から 50 年 10 月 31 日まで
昭和 49 年 10 月に A 事業所に入社し、約 1 年間勤務したにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が全くない。申立期間当時は、子供の関係で健康保険証が必要であったため、厚生年金保険にも加入していたはずである。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚についての記憶から、申立人が A 事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人の同僚等から申立人が、申立期間について、申立てに係る事業所に勤務していたとする証言は得られない。

また、申立人が申立期間において一緒に勤務していたと主張している同僚の中には厚生年金保険に加入していない者もあり、申立てに係る事業所の事業主は、必ずしも従業員全員までを厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがわれる。

さらに、申立てに係る事業所は、申立期間当時の資料を保存しておらず、人事記録及び厚生年金保険料の控除等に関する資料も無い。

加えて、申立人は申立期間において、雇用保険の被保険者となっていない。

なお、社会保険庁の申立てに係る事業所のオンライン記録には、申立期間について、申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

このほか、申立てに係る事実を推認できる関連資料、周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 10 月 1 日から 35 年 3 月 31 日まで
昭和 32 年に公共職業安定所の紹介で A 事業所に入社したにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録をみると、35 年 4 月に加入したことになっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所から提出された社員名簿から、申立人が、申立期間について、同事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立てに係る事業所が保管している厚生年金保険被保険者台帳における申立人の資格取得年月日と社会保険庁の記録は一致している上、申立てに係る事業所は、「申立人は昭和 37 年 4 月に正社員となるまでは、臨時社員であり、申立期間当時の臨時社員 20 人について厚生年金保険の加入を調査した結果、採用して 2 年から 3 年勤務した後に加入させている状況であった。」と証言していることから、申立てに係る事業所の事業主は、臨時社員について、採用後すぐには厚生年金保険に加入させていないことがうかがわれる。

また、社会保険事務所が保管する申立てに係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立期間について、申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立てに係る事実を推認できる関連資料、周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年5月1日から4年10月30日まで
昭和42年8月から平成4年10月まで、A事業所に継続して勤務しているにもかかわらず、元年5月以降の厚生年金保険の加入記録がなく、納得できない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録及び申立てに係る事業所から提出された在籍期間証明書から、申立人が申立期間について、A事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立人の老齢厚生年金額は、退職時改定により、平成元年6月から増額していることが確認できることから、申立人は、同年5月に申立てに係る事業所における厚生年金保険の被保険者資格を喪失したものと推認できる。

また、申立人は、申立期間において国民健康保険に加入していることが確認できる。

さらに、申立てに係る事業所は解散しており、申立期間当時の厚生年金保険の適用、保険料控除の状況について確認できない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を推認できる関連資料、周辺事情も無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 440

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年10月20日から25年10月20日まで
昭和24年6月からA事業所の臨時工として雇用され、製造ラインで正社員の補助業務を行った。正社員に採用されることはなかったが、同事業所での厚生年金保険の加入記録（昭和24年6月21日から同年10月20日まで）のある昭和24年10月20日以降もさらに1年程度は継続して臨時工として勤務したと思うので、厚生年金保険の加入記録が24年10月20日までとなっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A事業所における厚生年金保険の被保険者資格の喪失日（昭和24年10月20日）以降もさらに1年程度は継続して臨時工として勤務したとしているが、同工場における退職日について具体的な記憶は無い。

また、A事業所が保管している社員名簿に申立人の記録は無く、申立人が記憶している申立人の元同僚3名も、「申立人がA事業所にいつからいつまで勤務していたかは分からない。」と証言している。

さらに、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、保険料控除に係る事実を推認できる関連資料及び周辺事情も無い。

加えて、社会保険事務所が保管するA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立期間における申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 441

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 12 月 23 日から 3 年 3 月 1 日まで
亡くなった妻は自分の年金記録がおかしいと言っていた。

妻は、A事業所を結婚のため退職してすぐに国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したと言っていた。しかし、当時、妻はA事業所において有給休暇をたくさん残していたので、出社はしなかったものの、平成 3 年 2 月末まで在籍していたことも考えられるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったかどうか調査してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の夫が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保存する申立人が提出した退職届には、申立人が平成 2 年 12 月 22 日付けで退職する旨の記載がある上、A事業所が、当時、社会保険事務所に提出した健康保険被保険者資格喪失確認通知書から、申立人のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、同年 12 月 23 日として届け出られていることが確認できる。

また、申立人のA事業所に係る雇用保険の記録においても離職日は平成 2 年 12 月 22 日となっている。

さらに、A事業所は、「当事業所における申立人の厚生年金保険に係る被保険者資格の取得日は昭和 60 年 3 月 12 日、喪失日は平成 2 年 12 月 23 日であり、申立期間については被保険者資格取得の届け出や保険料納付は行っていない。」と回答している上、申立人の元同僚は、「申立人が結婚して退職したことは覚えているが、退職に際して有給休暇を消化したかどうかは分からない。」と証言している。

このほかに、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立てに係る事実を推認できる関連資料、周辺事情等も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 442

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年から平成元年 12 月まで

私は、中央市場において海産物を扱っていたB事業所で、昭和 62 年から平成元年 12 月まで働いていた。身分はパート労働者であったが、事業所が社会保険の加入手続をしてくれたものと信じていた。その頃は既に離婚しており、子供を扶養していたので健康保険には加入していたと思う。

第3 委員会の判断の理由

B事業所の事業主の妻（社会保険事務担当）は、「申立人が勤務していたことについて記憶している。」としていること、及び申立人が同僚であったとしている2名については厚生年金保険の加入記録が確認できることから、申立人が申立期間において、B事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、申立期間を含む昭和 60 年 5 月 6 日から平成 19 年 12 月 2 日までの間は、国民健康保険に加入していることが確認できることから、申立人は、申立期間において健康保険に加入しておらず、厚生年金保険の被保険者でなかったものと推認できる。

また、B事業所が保管している「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」に、申立人の記録は無く、B事業所の事業主の妻は、「当時、申立人はパート従業員であったが、パート従業員は社会保険に加入させていなかった。」と証言しており、申立人について、厚生年金保険の加入手続が行われなかったことがうかがえる。

さらに、社会保険事務所が保管している健康保険厚生年金保険被保険者原票及び社会保険庁の記録に、申立期間において申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

このほか、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書などの資料は無い上、申立内容に係る事実を推認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業

主により給与から控除されていたものと認めることはできない。